

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-6030 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2004 新春号

2004年 1月発行 第33号



弁護士法人
中央総合法律事務所
代表社員弁護士

中務 嗣治郎

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新春をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、わが国の司法制度改革の一環として、一昨年より弁護士業務の基盤を拡大・強化することを目的として、法律事務所の法人化が認められるようになり、法人化した法律事務所は複数の事務所を設置できるようになりました。

この法改正を機に、私ども中央総合法律事務所は、組織的に高度な法的サービスを提供できる体制を強化するため、法人化すると共に情報と経済の中心地である東京にも拠点を設置することを準備してまいりました。

一方、社会・経済の国際化の進展と共に、法的ニーズはいよいよ専門化し、国際的な広がりを見せております。単に、国内法の分野だけでは、的確な法的サービスを提供できない状況になっています。これに対応するため、外国の法律専門家と協力して法律業務を行うことがきわめて重要になってきています。

昨年、東京事務所の開設と共に、縁あって、イギリスに本拠を置き世界各国に支所をもつデントン・ワイルド・サプト法律事務所と、慎重な準備期間を経た後、業務提携関係にはいる運びになりました。更に、税務の専門家集団である

中央総合会計事務所とも協力関係に入りました。これは中央総合法律事務所のクライアントの皆様に対して、世界的なネットワークをもつ法的サービスを提供できることになると共に、わが国の専門的な法律情報を外国のクライアントにも的確に提供できることを意味します。

業務提携を実質的にも実りあるものにするためには、迅速に専門的な法律情報の交換ができる体制が必要であります。そのため両事務所は、東京都港区の泉ガーデンタワー30階に各々のオフィスを設置することにいたしました。

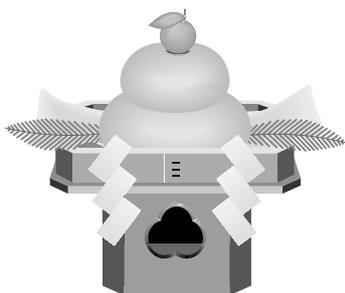
情報機器の発達のお蔭で、東京と大阪の事務所相互間には、テレビ会議システム、コンピュータのイントラネット、内線電話等の設備も完備し、一体として機能することができるようになりました。

このような体制を構築した私どもの思いは、このようなネットワークを通じて、クライアントの皆様は、高度で良質な法的アドバイスを迅速に提供できること、これにつけるわけでありませう。

今、歩み始めたばかりの新しい体制であります。新しい時代の要請に応え、新たな可能性を求めて、全スタッフ力をあわせて挑戦してまいりたいと存じます。本年も何卒倍旧のご厚誼を心よりお願い申し上げます。

新年のご挨拶

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。よろしくお願い致します。



弁護士
岩城 本臣

我々の業界も遅ればせながら大変革時代に突入しました。遺暦を目前にしていますので、旧来型のスタイルで残りの弁護士生活を過ごしたい気持ちもありますが、依頼者の皆様のニーズと事務所の将来を考えると、私も更に努力をすべきかと考えています。



弁護士
森 真二

仕事に対して依頼者に満足いただいているかどうか、納得いただく仕事するにはどうしたらいいのか、自問自答しながら今年その気分で新たな年を迎えております。事務所に対する厳しいご指摘をよろしく願っています。



弁護士
村野 譲二

依然厳しい経済情勢が続いています。新しい社会の仕組みへの軌道修正に時間を要しましたが、方向転換はほぼ終わったようです。今年は、新しい目標に向かって加速する一年でありたいと思います。



弁護士
安保 智勇

事務所開設準備のため東京に来てはや7ヶ月。お蔭様で昨年は正式に事務所開設にこぎつけることができました。これからが正念場と心得ています。初心に帰り、何事にも精一杯取り組んで参りたいと考えております。



弁護士
錦野 裕宗

弁護士になって6年目のシーズンを迎えます。そのような中で自分を一番成長させてくれたのはやはり、数え切れないほどの生の案件であると感じております。本年も新しい案件が私を待ち受けていると思うと、武者震いがする思いです。本年度も従前同様ご相談の際には、一つでも多くの新たな視点をご提供しお帰りにいただけるよう努力する所存です。



弁護士
鈴木 秋夫

昨年は前年に増して事件数が多くなり、一つの事件に徹底的に取り組むことと迅速な事件処理とのバランス感覚を更に身に付けなければならぬと痛感しました。今年も取扱分野の拡大を目指して日々努力して行きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。



弁護士
小林 幹雄

WTO加盟に伴い各種法的制度の構築が急速に進む中国に関しては、私達弁護士としても知的財産権を始めとする各種分野における改正法規等の的確な理解が不可欠であります。皆様に対し専門的なサービスをご提供できるよう引き続き研鑽して参る所存ですので、本年も宜しくお願いいたします。



弁護士
三浦 章生

あけましておめでとうございます。東京事務所にて執務するようになって3か月が経過しました。当事務所が大きな一歩を踏み出したことに足並みを揃えて、新しい領域に挑戦し、自分自身を高めて行きたいと思っております。



弁護士
近藤 恭子

今年も一つ一つの事件を大切に、皆様に迅速かつ適切なリーガルサービスが提供できますよう日々「努力」し研鑽するとともに、新たな分野へ「挑戦」したいと思っております。本年も宜しくお願い申し上げます。



弁護士
藤井 康弘

弁護士となって2年目を迎えましたが、本年度も更なる成長を目指し、依頼者の方々に対し、満足していただけるリーガルサービスを提供できるよう頑張りたいと思っております。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。



弁護士
岸田 直子

弁護士としての仕事を始めてから、早1年と3ヶ月が経過しました。日々生の事案に接し、精一杯でしたので、大変短く感じられます。今年もさらに精進を重ね、少しでも多くの信頼を頂けるよう頑張りますので、宜しくお願い申し上げます。



弁護士
浅井 隆彦

「人生意気に感ず。功名誰か復た論ぜんや」という唐詩があります。「人生とは意気に感じるもので、結果的に得られる功名など誰が問題にしようか」という意味ですが、事件処理においてもかかっていると願っております。



弁護士
中光 弘

旧年中は大変お世話になりました。本年の目標は、最良のサービスを最良のタイミングで提供することです。ご期待ください。



弁護士
中務 正裕

旧年中は大変お世話になりました。ありがとうございました。昨年は東京事務所、外国事務所との提携など大きな変革の年でありました。私自身も法廷外訴訟外の仕事も飛躍的に増えてきた気がします。ただどんな分野であっても訴訟で培われた事実認定と法的評価のあたりが基本と感じています。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。皆様もよいお年を!



弁護士
加藤 幸江

地上デジタル放送が始まり、デジタル化の波がまた一つ。昨年は弁護士有志でデジタルコンテンツの保護について研究し、その成果を今年出版します。今年も新たなテーマに取り組みます。本年もよろしくお祈りいたします。



弁護士
中務 尚子

業務分野をさらに広め、さらに深め、法律のプロとして前進する年を目指します。依頼者の皆様常に最上のサービスを心がけ、満足いただける結果を出したいと願っております。本年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。



弁護士
村上 創

申年ということで、子供の頃衝撃を受けた「猿の惑星」を観ました。今回も同じ衝撃を受けました。自らのアンテナの感度は変わっていませんでした。大変革・大競争の時代で大切にしていきたいものです。



弁護士
小林 章博

今年で弁護士登録して6年目に入ります。自分なりの「スタイル」が確立できつつある一方で「慣れ」に陥る怖さを感じています。よりよい「スタイル」への「改革」をキーワードに今年も頑張りたいと思います。



弁護士
國吉 雅男

私が弁護士になり、はじめての新年を迎えました。ようやく最近になって仕事にも慣れてきましたので、本年こそは地に足をつけてじっくり仕事に取り組んでいきたいと思っております。今年もよろしくお祈り申し上げます。



弁護士
瀧川 佳昌

本年は法科大学院が開校し、今後厳しい競争がまっています。弁護士となり未だ2ヶ月半の未熟者ですが、競争に勝ち抜いていけるよう、日々向上心をもって誠心誠意仕事に取り組む所存ですので、よろしくお祈りいたします。



弁護士
川口 富男

法的な紛争の解決手段は、裁判以外にも沢山あります。弁護士同士の交渉で解決することも少なくないのです。新年にあたり、ニーズに合わせた最適、最速の解決を図りうる事務所であることをお誓い申し上げます。



客員弁護士
岡村 旦

（この欄は空欄です）



客員弁護士
福屋 憲昭

（この欄は空欄です）



法務第一部長
寺本 栄

社会システムの複雑化、人々の価値判断の多様化に伴って、求められる法的サービスも、多様で且つ高度なものになってきています。このニーズに適切に対応できるように、気持ちを新にして頑張りたいと思っています。



法務第二部長
角口 猛

入所して早や10年がたちました。日々、新鮮でやりがいのある10年がありました。私のモットーは「誠実」、「迅速」、「正確」です。今後とも皆様のお役に立ちますよう心を新たに頑張りたいと存じます。



弁護士
森 真二
(もり・しんじ)

出身大学
早稲田大学法学部

経歴
1974年4月
最高裁判所司法研修所修了
26期
裁判官任官(大阪地方裁判
所、京都地方裁判所判事等
歴任)
1989年
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
会社法務、商事法務、民事
法務、金融法務、家事相続
法務、税務法務

個人情報の保護に関する法律

弁護士 森 真二

高度情報通信社会の進展にとまない個人情報の利用が著しく拡大していくなか、その情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守事項等を定め、個人情報の利用と保護を図ることが目的として、2003年5月、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護関連5法が成立しました。本稿ではそのうち基本法というべき「個人情報の保護に関する法律」(以下、「法」といいます)について概略を説明いたします。なお、法の目的や国等の責務に関する規定は公布の日から施行されていますが、個人情報取扱事業者の義務規定などは平成17年4月1日から施行されることになっています。

1 目的(法1条)

個人情報の適正な取扱いに関して基本事項を定め、国や地方公共団体の責務を明確にするるとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守事項を定め、個人情報の利用と保護を図ることが目的とされています。

2 個人情報とは(法2条)

本法の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものとされており、他の情報と容易に照合することができることとなるものも含まれます。

死者に関する情報は除外されますが、その情報が遺族等生存する個人情報と考えられる情報は保護の対象となります。

いまでもありませんが、顧客情報はもとより、従業員に関する情報、登録会員に関する情報、株主に関する情報なども含まれます。日本人・外国人を問いません。

3 国および地方公共団体の責務(法4条)

個人情報の保護に関する施策については、各関係行政機関で異なる施策となることがないように、政府が個人情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために基本方針を定めることとされており、そして、国あるいは地方の公共団体が有する個人情報に関しては別途冒頭に述べたように個人情報保護関連法が同時に成立しております。

4 個人情報取扱事業者の義務

本法は、個人情報取扱事業者に対し、必要最

小限度の規律を定めるとともに、事業者に対して個人情報の適切な保護をなすことを求めるとともに、個人情報の本人による一定の関与と主務大臣の勧告・命令等による事後的チェックの仕組みが設けられています。

イ 個人情報取扱事業者

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいいます。

個人情報データベースとは、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるものをいいます(法2条)。

データベース等を事業の用に供している事が必要です。同窓会の名簿利用などは社会通念上事業としては認められないため、本法でいう事業者には該当しません。ただし、名簿業者で売買されている名簿を事業に利用する場合には事業者該当するといえるでしょう。

ロ 利用目的による制限等(法15条・16条)

個人情報取扱事業者は、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲を越えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

できる限り特定するとは、一般的・抽象的ではなく、事業の種類や性質等に基づき具体的・個別的に特定する事が必要とされています。

ハ 適正な取得、利用目的の通知等(法17条・18条)

個人情報取扱事業者、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない、とされています。他人が保有する個人情報を目的を偽って取得するなど不正な手段で入手することは当然ながら許されません。

また、個人情報を取得した場合には、一定の場合を除き、利用目的を本人に対して通知し、または公表しなければなりません。通知や公表の方法としては特に規定はありませんが、例えばカタログやホームページへの掲載でも公表として足りると考えられています。もっとも、契約書その他の書面により個人情報を取得する場合には、本人に対してあらかじめ利用目的を明示することが必要とされています。

ニ 正確性の確保、安全管理措置等(法19条・20条)

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める事が必要です。

もっとも常に最新のデータを保つということは実際的には難しいことで、本人からの訂正請求等によりデータの正確性が確保されることになると思われます。

個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督をする義務が課せられています。社内の責任体制の充実や従事者の研修など人的な側面、情報システムの外部からのアクセス制限・セキュリティの整備などの技術的な側面を通じて具体的な保護措置などをとることが必要です。

個人情報取扱事業者が個人データの取扱いの全部又は一部を外部委託する場合には委託先に対しても必要かつ適切な監督が要求されておきます。(法21条)

ホ 第三者提供の制限及び例外(法23条)

個人データが無制限に第三者提供が行われるとしたなら、その提供先において本人が全く予期しない形で個人情報が利用され、本人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、原則として本人の同意がない第三者提供が禁止されています。人の生命・身体又は財産の保護のためなどの場合には適用が除外されます。

この第三者提供の例外として、事前に本人の同意がなくても個人データの第三者への提供が認められる場合があります。オプトアウトの方式で、本人の求めに応じて第三者提供を停止すること、及び第三者提供の対象となる個人データの種類や提供方法等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態におくことにより、事前に本人の同意を得なくても第三者への提供を行うことができます。

なお、以下の場合は第三者提供にあたらなるとされています

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合です。例えば、データの打ち込みのために情報処理を委託する場合とか、デパートが注文品の発送のために宅配業者に個人情報を提供する場合です。

この場合は前述の委託先に対する監督義務が課せられています。

事業承継者の場合です。合併等個人情報取扱事業者としての地位を承継する場合です。

個人データを共同利用する場合です。本人への便益提供や企業の事業活動の適正化に有益であることから認められますが、共同利用者の範囲、共同利用の目的、個人データの項目、管理につい

て責任を有する者の氏名や名称につき、あらかじめ本人に通知し、あるいは本人が容易に知りうる状態におくことが必要です。

個人データの共同利用は一定の契約関係のもとに行う必要がありますが、例えば、信用情報の提供などは一定の契約関係のもとに認められます。

ヘ 保有個人データに関する事項の公表・開示等(法24条・25条)

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名や名称、利用目的等についてあらかじめ本人に通知し、又は容易に知りうる状態に置く必要があります。利用目的を本人の求めに応じて通知しなければなりません。

また、個人情報取扱事業者は、本人からの求めに応じて、保有個人データを開示する事が必要です。ただし、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などは個人データの全部又は一部を開示しなくてよいとされています。

ト 個人データの訂正・利用停止等(法26条・27条)

個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの内容が事実でないとして訂正・追加・加除等を求められた場合には、遅滞なく調査をして訂正等を行うことが必要です。ただし、内容が評価や判断にかかる場合には原則として訂正の対象となりません。

さらに、個人情報取扱事業者は、利用の目的制限違反や適正取得違反により本人から求められた場合には、保有個人データの利用停止又は消去を行うことが必要です。

チ 適用除外(法50条)

報道機関が報道の用に供する目的のとき、著述を業として行う者が著述の用に供する目的のとき、その他学術研究機関が学術研究の用に供する目的のとき、宗教団体が宗教活動の用に供する目的のとき、政治団体が政治活動の用に供する目的のときなどは、個人情報取扱事業者の業務規定の適用が排除されます。

本法が施行された場合に備えて、個人情報取扱事業者に該当するものは今までより以上に個人情報データの保持・管理を慎重にすることが求められ、社内体制の見直しが必要でしょう。またこれまで安易に個人情報を利用し合ったりしてきたことがないかどうかなど、共同利用に関する検証も必要となるのではないのでしょうか。

「文学は実学である。」

弁護士 川口 富男



弁護士
川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、金融法務、
倒産法務、行政法務、
家事相続法務

私が裁判官だったころ、藤沢周平の書く武家物を好んで読んでいたことがあります。藤沢周平の書く小説では、主人公は家老や側用人といった高級武士であったり、或いはごく少録の下級武士であったりしますが、いずれもきりりとした、人間味あふれた、静かな正義感と闘志を持つ、魅力にあふれた人物が、おおやけ心のもとに正義を求めて、身を捨てて行動します。家族がその人を理解し、支えるのですが、こまやかな感情に満ち満ちています。いずれも長い間苦勞はするものの、報われるというのも後味がよく、愛好していました。勧善懲悪というのは気分のよいものです。このように言うと作品はワンパターンになるようですが、それがそうならないのは、藤沢周平の力量、奥深さなのでしょう。こうした武士の信条や行動が裁判官としての姿勢を支え、育ててくれるようにも思っていたのです。

晩年の好著「三屋清左衛門残日録」(平成元年初版)の主人公清左衛門は、50歳を少し越えた年頃で、藩主の側用人を勤め、最近引退したばかり。まだまだ体力、知力、胆力があり、藩のため、友人のために影武者的な働きをします。というより働くことを求められます。隠居がそういう活動、行動を日記にしたためるとい構成なので、「残日録」なのです。「日残リテ昏ルルニ未ダ遠シ」という文句で始まります。

そのころNHKがテレビドラマ化し、原作の雰囲気をよく伝えていました。仲代達也が清左衛門役をしていましたが、それより息子の嫁役の南果歩がピンと弓弦を張ったような演技をしていて、ういしく、一途な武家の若妻らしい雰囲気を出しているのがとても印象深かったのです。つい先頃それが衛星放送で再放送され、印象を新たにしていましたところ、最近新幹線で、座席備え付けの「Wedge」とう月刊誌に、鈴木遼太さんが同じ再放送に触れて「嫁役の南果歩が、いいねえ。出てくると嬉しい」と書いておられるのを見て、我が意を得たことでした。

私は、藤沢周平から、勇気、胆力、知力或いはおおやけ心といったことを植え付けられ、鼓舞されたことになりましたが、その他いろんな文学、つまり小説や詩を通じて、美的感覚、思いやり、好奇心或いは人生や社会に対する理解力や洞察力等を意識的にか無意識的に学んできたように思います。いや学ぶというだけでは足りないようにも

思います。司法修習生が実例を通じて「修習」するように、実地に即して体得したといった方が正確です。

つまり、文学はつくりものであり、実際にあったことではない事柄を扱うという意味で、虚学である、事実に基礎を置かない空想上のもので、単なる楽しみにすぎない、という見方が今世間に流布しているような気がするのですが、そうではないということを私は言いたいのです。

詩人で、評論家の荒川洋治さんは最近の随筆「忘れられる過去」(平成15年7月初版)で、

「この世をふかく、豊かに生きたい。そんな望みをもつ人になりかわって、才覚恵まれた人があざやかな文やことばを駆使して、ほんとうの現実を開示してみせる。それが文学のはたらきである。」
と云い、田山花袋「田舎教師」などいくつかの作品を例示した上で、

「と、なんでもいいが、こうした作品を知ること、知らないことでは人生がまるでちがったものになる。

それくらい激しい力が文学にはある。読む人の生活を一変させるのだ。文学は現実的なもの、強力な「実」の世界なのだ。」と云っています。

「実学」といって、法律学や経済学、工学などを思い浮かべます。これらが実際に役にたつ学問であることを否定はしませんが、政治や社会や経済の現状、或いは少し前のバブルのことを思い起こすだけでも、こうした学問が真の指導性を発揮できるものではないといわざるをえないようです。文学の教える領域をはずすと、社会は自己規制のできない、潤いの欠けたものになるでしょうし、人はおそらくサイボーグとかなんとかの機械的人間になってしまうことでしょう。繰り返しますが、文学が人に勇気とか、覇気とか、同情心とか、深い愛の心を育むのであり、そうした情操を備えた人が構成する社会こそが望ましいものなのです。もっとも、文学は教えることを直接の目的にするものではありませんから、ストレートに教えてくれることはむしろ少なく、屈折した、或いは逆説的な教え方になる場合があり、しかも読者がそれを感じ取らなければならないということが少なくないのではあります。

そういう意味で、文学は「実学」であり、政界、行政界、経済界、法曹界などの社会であっても、実益にもっとも遠いと思われる文学にもっと傾斜しなければならないのではないのでしょうか。



弁護士

藤井 康弘
(ふじいやすひろ)

出身大学
同志社大学法学部

経歴
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務等

根抵当権の元本確定制度の改正

弁護士 藤井 康弘

1

「担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」(法律第134号)が平成15年7月25日に可決成立し、8月1日に公布されました。施行日は、公布の日から起算して1年以内の政令で定める日となっておりますが、この政令は未制定です。かかる法案の中で、根抵当権の元本確定制度(民法398条の19等)について、いくつかの改正がなされましたので、以下に概説したいと思います。

2 根抵当権の元本確定事由の改正

根抵当権については、元本が確定するまでは、随伴性がなく、被担保債権が譲渡されても、根抵当権は債権譲受人に移転しません。

そして、これまで、根抵当権者の側から、根抵当権の元本債権を確定させる手段がありませんでした。

つまり、従前の元本確定事由としては、約定の確定日日の到来(民法第398条の6第1項)、民法398条の20各号に記載されている確定事由の発生、根抵当権設定者による元本確定制度(民法398条の19)などがありました。根抵当権者主導の元本確定制度が存在しませんでした。

そのため、根抵当権により担保されている債権及び根抵当権を譲渡する場合に、不都合が生じていました。

例外として、金融機関等が、その有する根抵当権の担保すべき債権の全部を特定債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、その旨および当該根抵当権の担保すべき元本を新たに発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、元本が確定したものとみなす旨の規定がありました(金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律第3条)。かかる規定は、あくまでも例外的な措置として規定されているものであり、一般的に利用できるものではありませんでした。

そこで、今回の改正においては、元本確定日目の約定がない場合には、根抵当権者はいつでも、元本の確定請求ができることとし、請求の時に元本が確定するとされました(改正後民法398条の19)。

これにより、根抵当権者の側から、元本の確定を請求することができることになり、根抵当権によ

り担保されている債権を譲渡することが容易になったといえます。

3 根抵当権確定の登記に関する改正

実体上、根抵当権が確定していたとしても、不動産登記簿上、元本確定登記がなされていなければ、債権譲渡に伴う根抵当権の移転登記ができません。

この点、不動産登記法においては、共同申請の原則があり、原則として、根抵当権者と根抵当権設定者が共同して登記の申請をする必要があります。

そのため、根抵当権設定の協力が得られない場合には、裁判手続を通じて登記申請をせざるを得ないことになり、この点についても、債権譲渡に際して不都合が生じていたところでした。

例外として、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律第4条が規定されています。かかる規定も、上記と同様臨時の措置として規定されているものでした。

そこで、今回の改正において、根抵当権者のみの申請により、元本確定の登記ができることとされました(改正後不動産登記法119条の10)。

かかる申請の際には、民事執行法第49条2項の規定による催告または国税徴収法第55条の規定による通知を受けたことを証明する書面を添付する必要があります。

また、上記の元本確定登記の単独申請は、根抵当権または被担保債権の取得とともに行う必要があります(改正後不動産登記法119条の10但書)。

4 元本確定事由に関するその他の改正

今回の改正においては、上記に加えて、「担保すべき債権の範囲の変更、取引の終了その他の事由により担保すべき元本の生ぜざることを為ったとき」に元本が確定するとの規定が、削除されました(改正後民法398条の20)。これは、元本確定事由である「取引の終了」が不明確であるとの批判があったためです。

かかる改正により、元本確定事由について、従前に比べ明確性が確保されるようになったといえます。

また、かかる改正に伴い従来同号に規定されていた担保すべき債権が変更された場合も、元本確定事由ではなくなりましたので、注意が必要です。



「人間関係が良くなる法則」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県中村市

主な経歴
大阪国税局 総務部企画課長
大阪国税局 査察部管理課長
大阪国税局 査察部次長
福知山税務署 署長
南税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

今年サル年です。猿は「サルカニ合戦」「犬猿の仲」など、他の動物と仲の悪い譬えにされています。しかし、猿同士は群れを作って生活しているため、個々の猿は、猿社会における組織の一員として、他の猿と仲のよい人間関係、いや猿関係を作って生活しているものと思います。

人間も組織を作って社会生活をしています。その組織を作っている人間は感情の動物です。このため組織人には、他人との人間関係で悩んでいる人が沢山いると思います。社会生活において、組織の内外の人間と仲良くすることは大変重要なことです。しかし、すべての人間と仲良くすることは本当に難しいものです。

私も34年間、組織の中で生活してきたため、人間関係の難しさについては幾度となく経験し、組織人としての関心ごとのひとつは、如何にしたら他の人と仲良くすることができるかということでした。このため「人間関係が良くなる法則」はないものかと、長年考えてきたところです。

現在の段階では、人間関係が良くなるには、3つの法則があると思っています。ひとつは「類似の法則」、もうひとつが「共有の法則」、そして最後が「樽俎の法則」です。

「類似の法則」とは、人間同士は、お互いに類似点や共通点があるほど親しくなれるという法則です。例えば、同窓生、同県人、同勤者などは、その事実だけで親しく付き合うことができるという人間関係の基本的な法則です。同じ学校を卒業した同窓生に関して言えば、初対面であっても、また世代が異なっても、同じ学校を卒業したということだけで親しさを感じるものです。また同県人は、たまたま古里と一緒にということだけで、他の県の人より親しみを感じます。このため、各地の県人会は今も続いていますし、高校野球大会の甲子園における出身校の応援、大相撲の郷土力士に対する関心なども同様の理由からだと思えます。そのほか、職場では以前同じ釜の飯を食った仲間に対しては、他の部署の人より親しみや信頼感が生まれます。このため、大きな組織において、自分の後継者を選ぶときは必ず以前に同勤した者の中から選ぶといわれています。

今年、初対面の人に対しても、自分との類似点を見つけて積極的に人間関係を作るほか、同窓会、県人会、OB会にはできるだけ出席してみても如何でしょうか。

「共有の法則」とは、お互いに情報や秘密を共有すると仲良くなれるという法則です。同じ職場の同僚は、仕事上の情報やノウハウを共有することによって仲間意識が生じて親しくなれます。職場独特の略語や隠語で話ができる仲間になると、特に親密な関係が醸成されます。また、秘密結社のメンバーは、その存在自体を秘密にするという共通項があるため、お互いが仲良くする必要があります。恋人同士など男女関係も、お互いが他人に知られたくない秘密を共有するほど親しくなれるといわれています。

今年、職場の同僚と多くの情報やノウハウを共有するほか、仕事上の取引においても、できるだけ得意先と秘密事項を共有することによって、よりよい人間関係を構築してみても如何でしょうか。

「樽俎の法則」とは、人間同士は樽俎、すなわちタレとマナイタで仲良くなれるという法則です。タレとマナイタとは酒と料理のことで、樽俎とは会食の意味です。人間は食事など楽しい時間を一緒に過ごす、そのことによってお互いが親しくなれるといわれています。商取引における会食やゴルフの接待などは、この法則を利用して、取引における人間関係をスムーズにしているのです。このところ、取引先を接待することは悪い代名詞のようになっています。しかし、東洋の世界では「樽俎の折衝」という諺もあるくらいですから、この法則は今後もなくなりません。また、西洋におけるホームパーティー同様の理由からなくなりません。

今年、組織の内外において、会食やゴルフなどによってお互いに楽しい時間を過ごし、よりよい人間関係を作ってみても如何でしょうか。しかし、公務員には公務員倫理法ができましたので、樽俎の法則を利用してはいけなくなっています。

年頭に当たり、今年こそは、それぞれの職場で、類似の法則、共有の法則、樽俎の法則をフルに活用して、よりよい人間関係を築き、すべての人間と仲良くなれる年であって欲しいと願っています。

サル年でも、決して「犬猿の仲」のような人間関係だけは作らないようにしたいと思います。

大阪事務所



弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289
東京事務所
〒106-6030
東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



<http://www.clo.jp>